水道料金の基本料金を免除します（お手続き不要）

最近の物価高騰の影響を踏まえ、町民の皆さまの生活や経済活動を支援するため、すべての給水契約者（公的機関を除く）を対象に１１月検針分から３か月間、**水道料金の基本料金を免除します**（従量料金のみのお支払いになります）。なお本事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

①対象

すべての給水契約者（公的機関を除く）

※お申し込みのお手続きは必要ありません。

②免除額

今回、免除されるのは**水道料金の基本料金**です。

水道メーターの口径により、免除額は異なります。

詳しくは、「ご使用水量等のお知らせ」（検針票）裏面にある基本料金をご確認ください。

③免除期間

令和８年１１月検針分（令和８年１２月請求分）から

令和９年１月検針分（令和９年２月請求分）まで ３か月間

④口径別免除額の例（税込金額）

口径	13mm（0～5 ㎥）	13mm（6～10 ㎥）	20mm	25mm
免除額（1 か月）	1,320 円	1,430 円	1,540 円	1,760 円
免除額（3か月）	**3,960 円**	**4,290 円**	**4,620 円**	**5,280 円**

≪お問合せ先≫　門川町役場　環境水道課　℡ 66-1150